

様式第1号（第3条関係）

5松(消総)第233号

令和5年8月28日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志克仁

令和5年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年7月21日付松監第15号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 消防局 総務課	所管課等長氏名 高岡昌文
措置の状況	■措置を講じた <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指摘事項	措置状況
<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 常備消防費雜入</p> <p>・地域貢献型消防団応援自動販売機管理手数料に係る適正な契約について</p> <p>　地域貢献型消防団応援自動販売機管理手数料は、契約により売上金額に一定の割合を乗じることにより算出することとされているが、契約書に定める割合と異なる数値等で算出し、徴収されている状況が見受けられた。契約書との整合を図り適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 常備消防費雜入</p> <p>・地域貢献型消防団応援自動販売機管理手数料に係る適正な契約について</p> <p>　指摘事項の収入事務については、令和5年度の契約において、対象となる企業3社と、管理手数料の徴収に係る契約書との整合を図るため、協議を実施しました。</p> <p>　その結果、令和5年度分の契約は、各企業の了承を得た上で、契約書の見直しを行い、契約書に基づく手数料の算出方法が、徴収する手数料と合致するよう全て改善しました。</p> <p>　今後は、こうした事態とならないよう、毎月各企業から提示のある手数料について、契約書の計算方法で算出された金額であるか複数の職員で確認し、適正な事務処理に努めます。</p>

様式第1号（第3条関係）

5松(市場)第193号

令和5年7月19日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年5月19日付松監第3号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 市場管理課	所管課等長氏名 吉岡信一
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
①パスワードの定期的な変更について 市が運用するアカウントにおいて、ガイドラインでは、取得したアカウントへのログインパスワードの設定に当たっては、推測されやすいものは避け、第三者に知られることのないよう厳重に管理し、定期的に変更することとされているが、パスワードを定期的に変更していないアカウントが見受けられた。乗っ取りやなりすましを防ぐためにも、今後は、定期的なパスワードの変更を行われたい。	①パスワードの定期的な変更について パスワードの定期的な変更についてですが、直ちにパスワード変更の措置を講じました。今後は、おおむね90日を目途に変更するなど、適正に運用してまいります。

様式第1号（第3条関係）

5松(清施)第66号
令和5年7月20日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志克仁

令和4年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年5月19日付松監第3号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 環境部 清掃施設課	所管課等長氏名 森賀友博
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
①パスワードの定期的な変更について 市が運用するアカウントにおいて、ガイドラインでは、取得したアカウントへのログインパスワードの設定に当たっては、推測されやすいものは避け、第三者に知られることのないよう厳重に管理し、定期的に変更することとされているが、パスワードを定期的に変更していないアカウントが見受けられた。乗っ取りやなりすましを防ぐためにも、今後は、定期的なパスワードの変更を行われたい。	①パスワードの定期的な変更について 今回の行政監査を受けて、令和4年度は、3月29日にパスワードの変更を実施。今後は3か月ごとに担当者がパスワードの変更を行い、所属長が確認を行うこととしました。

様式第1号（第3条関係）

5松(道後)第65号

令和5年8月28日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志克仁

令和4年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年5月19日付松監第3号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 産業経済部 道後温泉事務所	所管課等長氏名 杉村幸紀
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
②情報発信内容の所属長の監督について 市が運用するアカウントにおいて、ガイドラインでは、書き込み等を行う職員は、情報は正確に記述するとともに、内容について誤解を招かないよう十分に注意し、所属の長は、十分な監督を行うこととされているが、情報発信内容の確認者が所属長以外のアカウントが見受けられた。今後は、市の組織として発信内容に責任を持つ必要があることを認識し、SNSを利用する所属の長は、発信する内容について十分に監督を行わせたい。	②情報発信内容の所属長の監督について 【Instagram（ひみつジャナイ基地）】 投稿内容について、運営を委託している事業者から事前に報告を受け、持続可能な道後温泉協議会の事務局長を担当する道後温泉事務所担当課長確認のうえ、投稿するよう体制の見直しを行った。 今後は、発信する内容について十分な監督に努めていくこととした。